

笑い文字講座受講前にお読みください

「笑い文字講座」の受講申込みをいただきまして、ありがとうございます。

当協会では、笑い文字を習っていただいたみなさまに、手書きである笑い文字が、書いて半分渡して完成というコンセプトの中で巻き起こす、感謝と喜びの循環を体感していただくために、次のようなルールを定めています。

講座の受講前に、お読みいただきまして、内容をご確認のうえ、**ご同意の上お申し込みください。**

《どんどんやっていただきたいこと》

- ・さまざまなシーンで、**手書き**で笑い文字を書いてお渡しする。
- ・コツコツと練習をしないで、書いたら全部渡していく。
- ・感謝と喜びの循環を体感する。
- ・笑い文字を書いて渡すことによって、自分の喜びが人の喜びと繋がっていることを体感する。

《行うためには資格取得が必要なこと》

- ・自分の書いた笑い文字を販売する。
- ・作品として作成し、展示会・個展等を開催する。
- ・イベント等に「笑い文字を書くこと」で参加（出店）すること。（有料・無料を問わず）
- ・自分以外が使用するための基（原稿）となるものを書く。（有料・無料を問わず）※注1
- ・習った笑い文字の知識や技術を自分以外の人に教える。

《できないこと》

- ・習得した笑い文字の書き方に、講座で習ったこと以外の要素を合わせること。
- ・講座内容の録音・録画・撮影及びその内容を公開する。（講師が許可した場合を除き）
- ・講座で使用される著作物（ワークノート・テキスト等）を自分以外の方に複製・配布・配信する。
- ・ご自身、または他の方が書いた笑い文字をつかって、製作物をつくること。

注1）印刷物（チラシなど）にするための原稿や、お店の看板にすることなども資格が必要です。

受講されたご本人が、自分の名前を笑い文字で書かれた場合のみ、名刺に限って印刷物として作成、配布は可能です。

※上記事実が判明した場合、また良識の範囲に反すると関係機関が判断した場合には、民法の規定により損害賠償金が発生する場合がありますのでご注意ください。